〇障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針改定案（抜粋）

**第３　行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項**

**２　対応要領**

（１）対応要領の位置付け及び作成・変更手続

対応要領は、行政機関等が事務・事業を行うに当たり、職員が遵守すべき服務規律の一環として定められる必要があり、国の行政機関であれば、各機関の長が定める訓令等が、また、独立行政法人等については、内部規則の様式に従って定められることが考えられる。

国の行政機関の長及び独立行政法人等は、対応要領の作成・変更に当たり、障害者その他の関係者を構成員に含む会議の開催、障害者団体等からのヒアリングなど、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、作成等の後は、対応要領を公表しなければならない。

（２）対応要領の記載事項

対応要領の記載事項としては、以下のものが考えられる。なお、具体例を記載する際には、障害特性や年齢、性別、具体的な場面等を考慮したものとなるよう留意することとする。

○　趣旨

○　障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

○　障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例

○　相談体制の整備

○　職員への研修・啓発

**第４　事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項**

**２　対応指針**

（１）対応指針の位置付け及び作成・変更手続

主務大臣は、個別の場面における事業者の適切な対応・判断に資するための対応指針を作成するものとされている。作成・変更に当たっては、障害者や事業者等を構成員に含む会議の開催、障害者団体や事業者団体等からのヒアリングなど、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、作成等の後は、対応指針を公表しなければならない。

対応指針は事業者の適切な判断に資するために作成されるものであり、盛り込まれる合理的配慮の具体例は、事業者に強制する性格のものではなく、また、それだけに限られるものではない。事業者においては、対応指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待される。

また、対応指針は事業者に加え、障害者が相談を行う際や、国や地方公共団体における相談機関等が相談対応を行う際等にも、相談事案に係る所管府省庁の確認のため参照され得るものであることから、対応指針においては、各主務大臣が所掌する分野及び当該分野に対応する相談窓口を分かりやすく示すことが求められる。

（２）対応指針の記載事項

対応指針の記載事項としては、以下のものが考えられる。なお、具体例を記載する際には、障害特性や年齢、性別、具体的な場面等を考慮したものとなるよう留意することとする。

○　趣旨

○　障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

○　障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例

○　事業者における相談体制の整備

○　事業者における研修・啓発、障害を理由とする差別の解消の推進に資する制度等の整備

○　国の行政機関（主務大臣）における所掌する分野ごとの相談窓口